かながわ次世代自動車普及推進協議会 「平成 25 年度第1回電気自動車(EV)部会」

次 第

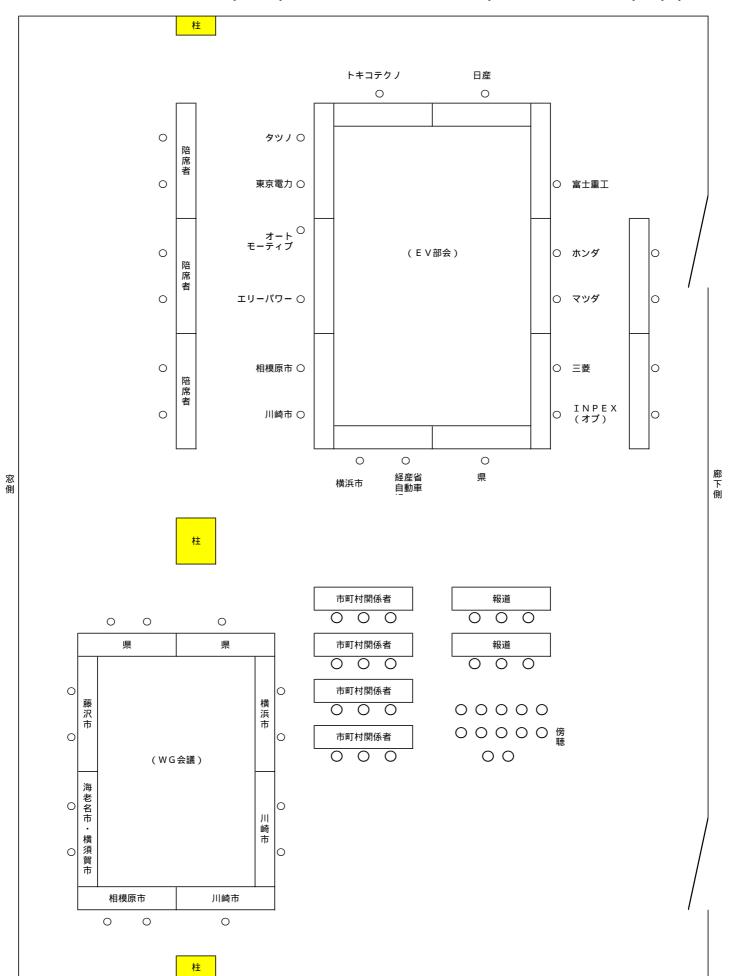
- 1 議題
 - 自動車メーカー4 社による電動車両の充電インフラ普及 に向けた支援内容について
- 2 その他

平成25年度 第1回電気自動車(EV部会) 出席者名簿

	団体名等	部署・役職	氏名(敬称略)
	トヨタ自動車㈱	ご欠席	-
	日産自動車(株)	充電インフラ推進部担当部長	中川 祐一
自動車 メーカー	富士重工業(株)	スバル技術研究所シニアスタッフ	中村 光雄
	本田技研工業㈱	営業開発室 商品ブランドBLチーフ	山元 孝史
	マツダ㈱	技術研究所先進車両システム部門	藤田健二
	三菱自動車工業㈱	EV国内推進部 エキスパート	伊藤 敏明
電池	エリーパワー(株)	企画部 部長代理	鍋島 康雄
メーカー	オートモーティブエナジーサプライ(株)	管理部スペシャリスト	佐々木 亨
電気供給 事業者	東京電力㈱	神奈川支店渉外・広報グループ副長	大曽根 正一
関連	(株)タツノ	研究開発本部 設計部 次長 電子グループ リーダー	佐々木 雅雄
事業者	トキコテクノ(株)	事業企画部	舟橋 達也
その他	㈱ケイエスピー	ご欠席	-
	経済産業省製造産業局自動車課		今枝氏
行政	横浜市	環境創造局交通環境対策課長	佐藤浩
1 J LX	川崎市	環境局環境対策部交通環境対策課担当係長	関根 昌幸
	相模原市	環境経済局環境共生部境政策課担当課長	柿山 清美
県	産業労働局産業・エネルギー部	スマートエネルギー課長	松浦 治美

オブザーバー		国際石油開発帝石株式会社 事業企画ユニットシニアコーディネーター	原田	亮
--------	--	-------------------------------------	----	---

平成25年度 電気自動車(EV)部会・整備促進WG会議(平成25年12月9日(月))





NISSAN





2013年11月12日

トヨタ自動車株式会社 日産自動車株式会社 本田技研工業株式会社 三菱自動車工業株式会社

自動車メーカー4社、電動車両(PHV・PHEV・EV)の 充電インフラ普及に向けた支援内容を決定

トヨタ自動車株式会社(本社:愛知県豊田市、社長:豊田章男)、日産自動車株式会社(本社:神奈川県横浜市、社長:カルロス ゴーン)、本田技研工業株式会社(本社:東京都港区、社長:伊東孝紳)、三菱自動車工業株式会社(本社:東京都港区、社長:益子修)の自動車メーカー4社は、本年7月29日に発表した、電動車両(「PHV・PHEV・EV」、以下同様)用充電器の設置活動、及び利便性の高い充電インフラネットワークの構築を共同で推進するとの考え方のもと、このたび設置事業者に対する具体的な支援内容を決定し、本日より以下に示す専用窓口にて申請を受け付ける。

電動車両は次世代エネルギー対策の重要な牽引役を担っており、その普及の為には充電インフラ設備の早期普及が極めて重要である。政府の補助金ではまかないきれない設置事業者のコストを支援することで、社会インフラとしての充電器の普及を促進し、電動車両による快適なカーライフを提供する。今回の支援は、自治体等にて策定している補助金活用ビジョンに基づいた公共性を有する充電設備のうち、商業施設や宿泊施設等の「目的地充電スポット」や、高速道路のサービスエリア・パーキングエリア、一般道路沿いのコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の「経路充電スポット」など、一定の要件を満たす業種・業態の施設内に設置されるものを対象とする。

また、2014 年春を目途に、「会員制充電サービス運営組織」を設立予定。充電器を設置する事業者は、本支援のもとで、電動車両ユーザーからの充電サービスにかかる利用料徴収等を本運営組織に委ねる。本運営組織は、これに基づき電動車両ユーザーが充電インフラを支える自立的なスキームの実現を図り、更なる充電インフラの普及拡大を目指していく。

自動車メーカー4社は、充電器設置に対する政府の補助金という好環境の中で、今回決定した 支援内容をもとに、普通充電器および急速充電器の設置者を積極的に募り、お客様にとって利便性 が高く、電動車両の機能が最大限生かせる充電環境づくりを通じて、電動車両の普及を進めていく。

なお、本支援の内容は以下のとおり。

	支援内容	普通充電器	急速充電器	
第1の事業 ^{※1} として交付さる 助金 ^{※2} 」および「地方自治体		①本体購入費用および設置工事費に、 第1の事業 ^{*1} として交付される「NEV補助金 ^{*2} 」および「地方自治体が交付する補助金」控除後の額。但し、支援上限額は40万円/基とする。	①本体購入費用および設置工事費用に、 第1の事業 ^{※1} として交付される「NEV 補助金 ^{※2} 」および「地方自治体が交付する補助金」控除後の額。但し、支援上限額は170万円/基とする。 ②立ち上げ検査費用。但し、支援上限額は20万円/基とする。	
	② 充電器の通信費、保守メンテナンス契 約費、保険料等の全て。但し、充電器 設置工事完了時点から 8 年間(「NEV 補助金で規定する保有義務期間」、以 下同様)とし、支援上限額は年間 8.5 万 円/基とする。		③充電器の通信費、保守メンテナンス契約費、保険料等の全て。但し、充電器設置工事完了時点から8年間とし、支援上限額は年間40.5万円/基とする。 ④低圧受電での設置の場合にかかる電力基本料金。但し、充電器設置工事完了時点から8年間とする。	
	電気代	③ 充電器利用時に係る電力従量料金相当額。但し、「会員制充電サービス」提供開始以降、NEV補助金で規定する保有義務期間内とする。	⑤充電器利用時に係る電力従量料金相当額。但し、「会員制充電サービス」提供開始以降、NEV補助金で規定する保有義務期間内とする。	
1	計請受付期間とび専用窓口	2013年11月12日から2014年2月28日(但し、申請状況等により、締め切り前であ「PHV・PHEV・EV充電インフラ普及支援フ(電話:0570-030-057 ホームページUF	っても受付を終了する場合あり) プロジェクト事務局」にて受付	
・充電器は、「認証・課金機能」等を有する指定の高機能充電器に限る。 (詳細は、上記の専用 HP をご参照) ・上記費用にかかる消費税は支援対象外。 ・支援金のお支払いは、別途設立する「会員制充電サービス運営組織」より行う予定。 ・申請の対象は、2013 年 7 月 29 日以降に政府の補助金申請を行った充電器から可 これより前に設置を行った充電器への支援やそれらを活用した「会員制充電サービ については、「会員制充電サービス運営組織」設立と併せて今後検討する。				

- 注)「支援対象先の施設要件と上限基数」については、別紙のとおり。
- **※**1 都道府県及び高速道路会社が策定する充電器設置のためのビジョン(電気自動車等に必要な充電設備を計画的に
- 都道府県及び高速道路云社が泉走りる九竜磊設直のためのとション(電気日動車等に必要な九竜設備を計画的に配備するために適切な設置場所等が記載)に基づき、かつ公共性を有する充電設備の設置。 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の略。次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進する。 **※**2

<報道関係お問い合わせ>

トヨタ自動車株式会社	広報部	$03 - 3817 - 9111 \sim 7$
		$052 - 552 - 0603 \sim 7$
日産自動車株式会社	グローバルコミュンケーション本部	045-523-5521
本田技研工業株式会社	広報部 メディアリレーションブロック	03-5412-1514
三菱自動車工業株式会社	広報部 企業広報グループ	03-6852-4274

以 上

*「支援対象先の施設要件と上限基数」について

		上限	基数
施設	要件	(1施設	当たり)
		普通	急速
サービスエリア、 パーキングエリア ハイウェイオアシス	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること	5	2
道の駅	国土交通省に「道の駅」として登録されている施設であること	5	1
海の駅	国土交通省に「海の駅」として登録されている施設であること	5	1
観光施設	施設の入込観光客数が年間 40 万人以上または駐車場台数が 300 台以上であること 注) 観光施設の定義は、観光庁「観光入込客統計に関する 共通基準」における観光地点に準ずる	2	1
大規模小売店舗	大型ショッピングセンター、ホームセンター等で 店舗面積 1,000 ㎡超であること	5	1
コンビニエンスストア	下記 2 つの条件を満たしていること ①駐車場台数が 10 台以上であること ②年中無休、24 時間営業であること	1	1
ガソリンスタンド	原則として年中無休、24 時間営業であること	1	1
ドラッグストア	下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が20台以上であること ②年中無休営業であること	1	1
飲食業	ファミリーレストラン等で、 下記 2 つの条件を満たしていること ①駐車場台数が 20 台以上であること ②年中無休営業であること	3	1
旅館、ホテル	従業員数 10 人以上であること	2	1
空港	下記2つの条件を満たしていること ①空港法における「拠点空港」「地域管理空港」であること ②空港ターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置で あること(周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
フェリーターミナル	下記2つの条件を満たしていること ①海上運送法における「自動車航送をする一般旅客定期航路事業」の起点、寄港地及び終点として国土交通省に届け出されている港であること ②フェリーターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置であること(周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
郵便局	24 時間、年中無休営業であること	1	1
自治体の有する施設	上記のいずれにも該当しない自治体の有する施設	1	1

- 1) 上記施設に付随する時間貸し駐車場への設置も可とする。
- 2) 適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない。

【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト <u>充電器設置支援</u>申請要項

1. 要項

- (1) 支援内容
- (2) 支援条件
- (3) 支援対象
- (4) 支援対象充電器
- 2. 支援申請から支援金交付までの流れ
- 3. その他

<別冊>

- 申請書類様式
- ・対象充電器リスト

【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクトの目的

本支援プロジェクトはPHV・PHEV・EVの普及に資する充電インフラの早期充実を 図るとともに、PHV・PHEV・EVユーザー(以下ユーザーという)の利便性を向上する 充電インフラネットワーク構築にむけて実施するものとする

1. 要項

(1)支援内容

・ 本支援制度では、充電器設置にかかる「設置費用」、維持にかかる「維持費用」、およびユーザーが 充電器を利用する際にかかる「電気代相当額」について以下のとおり支援する

①普通充電器に関する支援内容

	支援対象項目	支援内容	上限額	備考
設署	① 充電器本体費用	第1の事業として交付されるNE V補助金(※1) (当該充電器本	交付されるNEV 補助金の1/2、	・自治体等の補助金 も受給する際は
費用	費 ② 設置工事費用 体費用の2/3および設置		または40万円/基 のいずれか小さい 方の額	その控除後の額
維持費	③ 通信費用④ 保守・メンテナンス契約費用⑤ コールセンター契約費用	設置工事完了時点から8年間 (NEVの規定する保有義務期間) に係る費用	年間8万円/基	初期設定費用を 含む複数年契約可基本契約に含ま ない部分(交通費, 部品代等)は除く
用	⑥ 損害保険料		年間5千円/基	・保険会社等と 損害保険契約 を締結した場合 に限る
電気代	⑦ ユーザーの充電 器利用にかかる 電力従量料金 相当額	別途定める「会員制充電サービス(※2)」提供開始から、NE Vの規定する保有義務期間に かかる、ユーザーの利用実績 に基づいた電力従量料金相 当額	_	・電力従量金相当 額の算定方法は 別途定める

(※1)NEV(一般社団法人 次世代自動車振興センター)が充電設備を購入し設置を行う場合に交付する補助金 (※2)「会員制充電サービス」については後述

- 1) 支援金の支払いは、後述の「支援条件」「支援対象」条件を満たす場合に行うものとする
- 2) 設置者は一旦「設置費用」「維持費用」「電気代」を支払い、その後「支援金」の交付を受ける
- 3) また、支援金の交付は、2014年春を目処に設立する「会員制充電サービス運営組織」より行うものとする
 - * それまでの期間に発生する「維持費用」については工事完了時点まで溯り支払うものとする
 - * ただし、「電気代」については工事完了時点までの遡り無し
- 4) 「維持費用」「電気代」に関する支援金は、別途規定する一定期間ごとに交付するものとする
- 5)「通信契約」「保守・メンテナンス契約」等を複数年契約で締結した場合は、当該期間にかかる費用を 別途規定する一定期間単位に割戻し、一定期間ごとに交付するものとする
- 6) 消費税等の税金は支援の対象外とする
- 7) 上表③④⑤⑥⑦の項目について、9年目以降(NEVの規定する保有義務期間以降)の支援 については別途案内するものとする
- 8) 設置から8年以内に充電器を処分(譲渡、交換、貸付け(リース用設備を除く)、廃棄に供すること)する場合、および後述に定める「支援条件」を満たすことができなくなった場合は、支援金の返還を求めることがある
- 9) 上記支援内容の適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない

②急速充電器に関する支援内容

	皮允竜器に関する文援内 支援対象項目	支援内容	上限額	備考
≓π	① 充電器本体費用	第1の事業として交付される NEV補助金(当該充電器	交付されるNEV 補助金の1/2、	・自治体等の補助金も受給する際は
設置費用	② 設置工事費用	本体費用の2/3および設置工 事費用の2/3) 控除後の額	または170万円/基 のいずれか小さい 方の額	その控除後の額
	③ 立ち上げ検査費用	全額	20万円/基	_
維持費	④ 通信費用⑤ 保守・メンテナンス契約費用⑥ コールセンター契約費用	設置工事完了時点から8年間(NEVの規定する保有義務期間)に係る費用	年間40万円/基	・初期設定費用を 含む ・複数年契約可 ・基本契約に含ま ない部分(交通費, 部品代等)は除く
用	⑦ 損害保険料		年間5千円/基	・保険会社等と 損害保険契約 を締結した場合 に限る
電力基本料金	⑨ 低圧受電での 設置における 電力基本料金	設置工事完了時点から8年 間(NEVの規定する保有義務 期間)に係る費用	_	・単相200V電源で 駆動する充電器 を設置し電気契 約が場合に限る ・2013年10月時点 の単電量契約にで 量電器を単独にで 設置し算出
電気代	⑩ ユーザーの充電 器利用にかかる 電力従量料金 相当額	別途定める「会員制充電サービス」提供開始から、NEVの規定する保有義務期間にかかる、ユーザーの利用実績に基づいた電力従量料金相当額	_	・電力従量金相当 額の算定方法は 別途定める

- 1) 支援金の支払いは、後述の「支援条件」「支援対象」条件を満たす場合に行うものとする
- 2) 設置者は一旦「設置費用」「維持費用」「電力基本料金」「電気代」を支払い、その後「支援金」の交付を受ける
- 3) また、支援金の交付は、2014年春を目処に設立する「会員制充電サービス運営組織」より行うものとする
 - * それまでの期間に発生する「維持費用」「電力基本料金」については工事完了時点まで遡り支払うものとする
 - * 電気代については工事完了時点までの遡り無し
- 4)「維持費用」「電力基本料金」「電気代」に関する支援金は年一回等、別途規定する一定期間ごとに交付するものとする
- 5) 「通信契約」「保守・メンテナンス契約」等を複数年契約で締結した場合は、当該期間にかかる費用を 別途規定する一定期間単位に割戻し、一定期間ごとに交付するものとする
- 6) 消費税等の税金は支援の対象外とする
- 7) 上表④⑤⑥⑦⑨⑩の項目について、9年目以降(NEVの規定する保有義務期間以降)の支援 については別途案内するものとする
- 8) 設置から8年以内に充電器を処分(譲渡、交換、貸付け(リース用設備を除く)、廃棄に供すること)する場合、 および後述に定める「支援条件」を満たすことができなくなった場合は、支援金の返還を求めることがある
- 9) 上記支援内容の適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない

(2) 支援条件

- ・ 本支援制度へ申請を行うにあたっては、以下の条件を満たすこととする(詳細は別冊の「約款」に記載)
- (1) 第1の事業としてNEV補助金を自らが受給すること(リースを活用する場合を除く)
- (2) 充電器は自らの名義で所有、または占有し、別途設立する「会員制充電サービス運営組織」との間で『加盟契約(仮)』を締結し、運営組織が定める「会員制充電サービス」を提供すること

<「会員制充電サービス」の概要(予定)>

- ・「会員制充電サービス運営組織」にて規定する電動車両ユーザーで構成された会員は、定められた会費を 支払うことで保有する「充電器認証カード」を利用し、定められた会員利用時の都度課金料金を支払うことで、 自由に充電器を利用することができる
 - 定められた会費および会員利用時の都度課金料金は運営組織にて徴収するものとする
- ・ 上記会員以外(非会員)は、充電器が有する決済機能を利用し、定められた非会員利用時の都度課金料金を支払うことで、自由に充電器を利用することができる
 - 定められた非会員利用時の都度課金は運営組織にて徴収するものとする
- (3) 日々の運用(充電器の電源ON/OFF、掃除等)は設置者で実施すること
 - 基本的には設置施設の営業時間内は充電器が利用(「会員制充電サービス」が提供)できる状態とすること
- (4) 「会員制充電サービス」の提供にむけ、設置する充電器は後述に定める「認証・課金機能」等を有する支援対象充電器であること
 - 「会員制充電サービス」の提供に活用可能な会員認証ネットワーク機器を含めた状態で、NEVの補助金対象機種として認定されていること
 - 非会員についても都度課金で自由に利用できるよう、電子マネー・クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能であること
- (5) 充電器メーカー等と「認証ネットワークサービス契約」、およびユーザーが利用できる「コールセンターサービス契約」を締結すること(急速充電器を設置する場合は「保守・メンテナンス契約」も締結すること)
 - 「会員制充電サービス」の提供にむけ「認証ネットワークサービス契約」の締結が必要
 - また、充電器の使い方に関する問い合わせやトラブル(故障等)発生時等にコールセンターにて適切な対応が 実施できるよう「コールセンターサービス契約(急速充電を設置する場合は24時間365日対応)」の締結が必要
 - 加えて、急速充電器を設置する場合は、「定期点検」を含む「保守・メンテナンス契約」の締結が必要
- (6) 充電器の運用情報(営業時間、定休日等)は別途設立する「会員制充電サービス運営組織」に 継続的に提供し、運用情報の変更があった場合には速やかに連絡すること、また本組織が が「地図会社」等の第三者に当該情報を提供することに同意すること
- (7) 充電器の本体費用、工事費用、維持費用および電気代について、自らの支弁による立て替え能力を有すること

- 1) 設置した充電器を、別途設立する「会員制充電サービス運営組織」が定める「会員制充電サービス」の提供に活用するまでの間は、設置者が自由に充電器を運用することができる
- 2) 原則、設置した充電器は「会員制充電サービス」に活用することとするが、設置者自身が充電器を利用する際は、充電器に付随する「マスターカード」等にて自由に利用することができる
 - * ただし、その際にかかる電力従量料金相当額については支払われないものとする

(3)支援対象

- ・ 各都道府県にて策定している補助金活用ビジョンに基づき、公共性を有する充電設備として 設置され(第1の事業として認められ)、且つ、下表の要件に該当する施設を支援対象とする
- ・ 各施設への支援上限基数は以下に規定するとおりとする
- ・ なお、支援の対象は、2013年7月29日以降にNEV補助金申請を行った場合に限る

<施設要件と支援上限基数>

施設	条件		基数
,	NII .	普通	急速
サービスエリア パーキングエリア	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること	5	2
ハイウェイオアシス	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること (高速自動車国道又は有料の自動車専用道路道路から無料で出入りできる エリアに設置の場合)	5	2
	高速自動車国道又は自動車専用道路に設置されていること (上記以外の場合)	5	1
道の駅	国土交通省に「道の駅」として登録されている施設であること	5	1
海の駅	国土交通省に「海の駅」として登録されている施設であること	5	1
観光施設	施設の入込観光客数が年間40万人以上または駐車場台数が 300台以上であること ※観光施設の定義は、観光庁「観光入込客統計に関する共通基準」における 観光地点に準ずる	2	1
大規模小売店舗	大型ショッピングセンター、ホームセンター等で 店舗面積1.000㎡超であること	5	1
コンビニエンスストア	下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が10台以上であること ②年中無休、かつ24時間営業であること	1	1
ガソリンスタンド	原則として年中無休、24時間営業であること	1	1
ドラッグストア	下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が20台以上であること ②年中無休営業であること	1	1
飲食店	ファミリーレストラン等で、下記2つの条件を満たしていること ①駐車場台数が20台以上であること ②年中無休営業であること	3	1
旅館,ホテル	従業員数10人以上であること	2	1
空港	下記2つの条件を満たしていること ①空港法における「拠点空港」「地域管理空港」であること ②空港ターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置であること (周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
フェリーターミナル	下記2つの条件を満たしていること ①海上運送法における「自動車航送をする一般旅客定期航路事業」 の起点、寄港地及び終点として国土交通省に届け出されている港であること ②フェリーターミナルに付属の駐車場もしくは車寄せへの設置であること(周辺の民間駐車場への設置は対象外)	1	1
郵便局	年中無休、かつ24時間営業であること	1	1
地方自治体の有する施設	上記のいずれにも該当しない地方自治体の有する施設	1	1

- 1) 上記施設の駐車場については、時間貸し駐車場への設置も可とする
- 2) 上記の規定に関わらず、自動車販売業(自動車用品、自動二輪車、レンタカーを含む)の施設、 少年の健全な育成等の観点から法規制により一定の規制をされている施設等、「会員制充電サービス」 事業の遂行上、必要がないと認められる場合には支援の対象としないものとする
- 3) 上記適用にあたり、充電インフラ整備の観点から特に必要と認める場合は、この限りではない

(4)支援対象充電器

・本支援制度を申請するにあたっては、「会員制充電サービス」の提供に対応できるよう、 会員認証機能を有し、ネットワークへの接続が可能な以下の充電器を設置すること

①普通充電器

- ・以下の条件を満たす、支援対象充電器を設置すること (具体的な対象機種については、別冊の「支援対象充電器リスト」を参照)
 - 全カーメーカーの電動車両が充電でき安全性が確保されている(JARI認証を取得している、またはJARI発行の基準に準じて製品が開発されている)
 - 「会員制充電サービス」の提供に活用可能な認証ネットワーク機器を含めた状態で、 NEVの補助金対象機種として認定されている
 - 電子マネー・クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能

②急速充電器

- ・以下の条件を満たす、支援対象充電器を設置すること (具体的な対象機種については、別冊の「支援対象充電器リスト」を参照
 - CHAdeMO認証を取得している
 - 「会員制充電サービス」の提供に活用可能な認証ネットワーク機器を含めた状態で、 NEVの補助金対象機種として認定されている
 - 電子マネー・クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能
 - 充電器出力が25kW以上(単相200V電源で駆動する充電器の場合は、出力が20kW以上)である
- ・また、電力基本料金に対する支援を受ける場合は、下記要件を満たしていること
 - 低圧受電にて設置し、単相200V電源で駆動する充電器を用い、電気契約が従量電灯契約であること
 - 施設の契約電力容量が2000kW未満であること
 - * 2000kW超の施設においては、一敷地二受電の特別措置を利用し低圧受電での設置をした場合でも、 電力基本料金は支援しない

2. 支援申請から支援金交付までの流れ

(1)支援申請方法・期間について

<支援申請方法>

- ・「【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト事務局(以下、事務局という)」 へ「申請書類一式」を送付
- * なお、申請者はNEV補助金の申請者と同一であること(リース契約の場合は、リース契約者が申請すること)

<支援申請期間>

- 2013年11月12日から2014年2月28日まで(NEVの補助金申請期間に準ずる)
- * ただし、申請状況等を踏まえ、申請締め切り前であっても申請受付を終了する場合あり

(2)支援金交付について

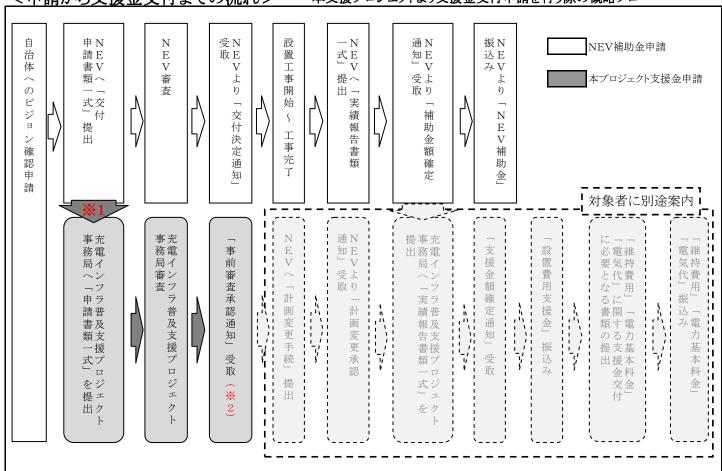
<支援金交付事前審查>

・ 事務局にて、支援金交付条件を満たしているかを審査(審査期間1~2ヶ月)

<支援金交付方法>

- 支援金交付条件を満たしている場合、「設置費用」に関する支援金交付手続き等について 事務局より別途ご案内
- * ただし、「設置費用」に関する支援金の支払いは、別途設立する「充電サービス運営組織」より行う
- * また、設置以降の「維持費用」「電力基本料金」「電気代」に関する支援金の交付手続き等については、別途ご案内

<申請から支援金交付までの流れ> ~本支援プロジェクトより支援金交付申請を行う際の概略フロー~



<必要書類>

<支援申請時(前頁<申請から支援金交付までの流れ>※1)>

・ 本支援プロジェクト「申請書類様式」ならびに「添付書類」

(申請書類様式)

・ 事務局ホームページ(http://tnhm-juuden.com)よりダウンロード

(添付書類)

- ・ NEV補助金「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金交付申請書(様式1-1)」の写し
- ・ その他、必要となる添付書類(別冊の「申請書類様式」を参照)
- <事前審査承認通知受取以降(前頁<申請から支援金交付までの流れ>※2)>
 - ・ 支援対象者に対し、別途ご案内

<申請書類様式の提出先、問い合わせ先>

1 114 1172 1144	
提出先	・ 〒112-8691 日本郵便株式会社 小石川郵便局 郵便私書箱第33号 【PHV・PHEV・EV】充電インフラ普及支援プロジェクト事務局 宛
問い合わせ先	 電話でのお問い合わせ (0570-030-057) * なお、本プロジェクト運営事務局ホームページ上の、「お問い合わせ よくあるご質問」 (https://fofa.jp/tnhmjdn/a.p/101)からもお問い合わせいただけます

3. その他

(1)リースを活用した場合の申請方法、支援金の交付について

- ・リース会社を介して、充電器を設置する場合の申請方法と支援金の交付は以下のとおり
 - <申請方法>
 - ・ NEVの補助金申請と同様に、設置者、およびリース会社が共同で申請する
 - ・申請者は、リース契約者とする
 - <支援金の支払い>
 - ・「設置費用」「維持費用」「電力基本料金」「電気代」は設置者へ支払う
 - * NEVの補助金はリース会社へ交付される

(2)計画変更および支援申請辞退の方法について

事務局へお問い合わせください

(3)その他留意事項

・ 設置者との契約に関する事項、本支援措置の改正、および廃止に関する事項、その他公表に 記載のない事項であって必要と認めるものは、別途定める 対象機種は随時追加される可能性があります。最新情報はホームページ(http://tnhm-juuden.com)をご確認ください。

【普通充電器】

<注意事項>

本プロジェクトにおいては、充電器メーカー等と下記サービスを締結することが必要です

- 会員制充電サービスの提供に活用可能な「認証ネットワークサービス」
- 電子マネー、クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能なサービス
- ユーザーが利用できる「コールセンターサービス」

上記はいずれも、各充電器メーカーごとに用意されていますので、充電器の見積りおよび購入にあたっては、各充電器メーカーにあわせてご依頼願います

メーカー名	型式	認証ネットワーク仕様 (接続ネットワークペンタ゛ー)	備考	問い合わせ先	
	EVC1-IC	日本ユニシス	認証ネットワーク仕様を発注時に選択	㈱豊田自動織機 エレクトロニクス事業部 事業企画部 営業室 0562-48-9049	
豊田自動織機	2401 10	トヨタメテ゛ィアサーヒ゛ス			
豆山口到柳饭	EVC1-IC-G	日本ユニシス	·有線LAN対応仕様		
	EVC1-IC-G	トヨタメテ゛ィアサーヒ゛ス	・認証ネットワーク仕様を発注時に選択		
新電元工業	PM-CS01-U	日本ユニシス		新電元工業㈱ 新エネルギー事業本部 新エネルギー事業部 営業部 03-3279-4497or4434	
トヨタメテ・ィアサーヒ・ス	TM-GSEV2C0081	トヨタメテ゛ィアサーヒ゛ス		トヨタメディアサービス(株)	
ray// 1/ // L A	TM-GSEV2C1081	トヨタメテ゛ィアサーヒ゛ス	寒冷地仕様	052-219-6474	

【急速充電器】

<注意事項>

本プロジェクトにおいては、充電器メーカー等と下記サービスを締結することが必要です

- 会員制充電サービスの提供に活用可能な「認証ネットワークサービス」
- 電子マネー、クレジットカード課金等いずれかによる課金機能で、無人対応および指定口座への自動入金が可能なサービス
- ユーザーが利用できる「コールセンターサービス」(24時間365日対応)
- ・ 定期点検を含む「保守・メンテナンス契約」

上記はいずれも、各充電器メーカーごとに用意されていますので、充電器の見積りおよび購入にあたっては、各充電器メーカーにあわせてご依頼願います。なお、保守・メンテナンスについては、基本契約に含まれる部分のみが支援の対象となります。 充電器メーカーやプランによって、契約に含まれる内容(交通費、交換部品代等)が異なりますので、内容をよくご確認ください。

また、本プロジェクトにおいて、電力基本料金の支援を受ける条件は、下記要件を満たすこととなります。 充電器選定時および工事内容検討時には、下記内容を考慮の上、実施願います

- ・低圧受電にて設置し、単相200V電源で駆動する充電器を用い、電気契約が従量電灯契約であること
- ・施設の契約電力容量が2000kW未満であること
 - * 2000kW超の施設においては、一敷地二受電の特別措置を利用し低圧受電での設置をした場合でも、 電力基本料金は支援致しません

メーカー名	型式	認証ネットワーク仕様 (接続ネットワークへ`ンタ`ー)	電源仕様	出力容量 (kW)	入力容量 (kVA)	備考	問い合わせ先
	LJ06-3P3W-EN	エネゲート	三相200V	50	55		
	LJ06-3P3W40-EN	エネゲート	三相200V	40	44		
	LJ03-3P3W-EN	エネゲート	三相200∨	25	27.5	電源仕様を発注時に選択	
ハセテック	LUUS SFSW LIN	エポケード	単相200V	2.5		电源は稼ぎ光注時に選択	㈱ハセテック 充電事業推進室 045-542-4605
716799	LJ06-3P3W-UN	日本ユニシス	三相200V	50	55		
	LJ06-3P3W40-UN	日本ユニシス	三相200∨	40	44		
	LJ03-3P3W-UN	日本ユニシス	三相200V	25	27.5		
			単相200V	20	27.5		
	EVQ-50GTR	エネゲート	三相200∨	50	55		
日東工業	EVQ-40GTR	エネゲート	三相200∨	40	44		日東工業(株) 自動車関連事業推進部
	EVQ-25GTR	エクゲート	三相200∨	25	27.5	電源仕様を発注時に選択	日 期
	ביע־בטטול	エネゲート	単相200V	25	27.5	电源は保で光注時に選択	

		認証ネットワーク仕様	=	出力容量	入力容量			
メーカー名	型式	(接続ネットワークヘンダー)	電源仕様	(kW)	(kVA)	備考	問い合わせ先	
	FSQC-50-1-NW-U	日本ユニシス	三相200∨	50	59以下		(株)NTTファシリティース [*]	
NTTファシリティーズ	FSQC-40-1-NW-U	日本ユニシス	三相200∨	40	47以下		エネルギー事業本部 技術部	
	FSQC-30-1-NW-U	日本ユニシス	三相200V	30	36以下		03-5444-5216 (村上・菊地)	
		シ゛ャハ゜ンチャーシ゛ネットワーク	三相200V	50	28	・蓄電池内蔵モデル	JFEエンジニアリング(株)	
JFEエンジニアリング	RAPIDAS-R-A	エネゲート	三相200∨	50	28	・認証ネットワーク仕様を	快適社会創造本部 コミュニティビークル事業部	
		日本ユニシス	三相200∨	50	28	発注時に選択	EVシステム部 045-505-6574 (木村)	
	NQC-A502E	エネゲート	三相2007	50	65以下		045-505-6574 (木刊)	
ニチコン	NQC-A302E	エネゲート	三相2007	30	35以下		地域により異なる(※2)	
	HFR1-50B4-A1	日本ユニシス	三相2007	50	56			
	HFR1-40B4-A1	日本ユニシス	三相2007	40	45			
	TILLY TODY AT	H4>X	三相2007	10	10			
	HFR1-30B4-A1	日本ユニシス	単相200V	30	35	電源仕様を発注時に選択	かうた制作に	
	HFR1-20B4S-A1	日本ユニシス	単相200V	20	23		株高岳製作所 エネルギーソリューション事業本部	
高岳製作所	HFR1-50B4-A2	エネゲート	三相200∨	50	56		パワートロニクス営業部 パワーエレクトロニクスグループ	
	HFR1-40B4-A2	エネゲート	三相200∨	40	45		03-6371-5106	
		1.48	三相200∨					
	HFR1-30B4-A2	エネゲート	単相200V	30	35	電源仕様を発注時に選択		
	HFR1-20B4S-A2	エネゲート	単相200V	20	23			
	FRCH50B-2-01ADE01	日本ユニシス	三相200∨	50	56			
	FRCH44B-2-01ADE01	日本ユニシス	三相200∨	44	50		1	
÷	FRCM25C-01R-NYY01	日本ユニシス	三相200∨	25	28		a 士電機㈱ 営業本部 産業インフラ第2営業統括部 営業第3部 営業第1課 03-5435-7263	
富士電機	FRCH50B-2-01ADE02	ジャパンチャージネットワーク	三相200∨	50	56			
	FRCH44B-2-01ADE02	ジャパンチャージネットワーク	三相200∨	44	50			
	FRCM25C-01R-NYY02	ジャパンチャージネットワーク	三相200∨	25	28			
***= - **	SDQC-50-U	日本ユニシス	三相200V	50	59以下		新電元工業㈱ 新エネルギー事業本部	
新電元工業	SDQC-30-U	日本ユニシス	三相200V	30	36以下		新エネルギー事業部 営業部 03-3279-4497or4434	
	HI-QC601-CN31	エネゲート	三相200∨	43	49			
	HI-QC601-CN32	エネゲート	三相200V	30 + 13	49	2台充電タイプ ^{※1}		
	HI-QC602-CN31	エネゲート	三相200V	43	49			
	HI-QC602-CN32	エネゲート	三相200∨	30 + 13	49	2台充電タイプ ^{※1}		
	HI-QC601-CN41	エネゲート	三相200∨	50	68			
	HI-QC601-CN42	エネゲート	三相200∨	30 + 30	68	2台充電タイプ ^{※1}		
	HI-QC602-CN41	エネゲート	三相200∨	50	68		(株)日立製作所	
日立製作所	HI-QC602-CN42	エネゲート	三相200∨	30 + 30	68	2台充電タイプ ^{※1}	インフラシステム社 社会情報システム部	
1221171	HI-QC301-CN31	日本ユニシス	三相200∨	43	49		050-3163-3426、03-4564-6291	
	HI-QC301-CN32	日本ユニシス	三相200∨	30 + 13	49	2台充電タイプ ^{※1}	(春日井・坂寄)	
	HI-QC302-CN31	日本ユニシス	三相200V	43	49	-W4	1	
	HI-QC302-CN32	日本ユニシス	三相200∨	30 + 13	49	2台充電タイプ ^{※1}	1	
	HI-QC301-CN41	日本ユニシス	三相200V	50	68			
	HI-QC301-CN42	日本ユニシス	三相200V	30 + 30	68	2台充電タイプ ^{※1}		
	HI-QC302-CN41	日本ユニシス	三相200V	50	68	- / · · · · · · · · · · · · · · ·		
	HI-QC302-CN42	日本ユニシス	三相200V	30 + 30	68	2台充電タイプ ^{※1}		
	NQVC500M3-1	ジャパンチャージネットワーク	三相200V	50	56		NEC	
NEC	NQVC440M3-1	ジャパンチャージネットワーク	三相200V	44	49		エネルギーインテグレーション事業部	
	NQVC500M3-H	ジャパンチャージネットワーク	三相200V	50	56		03-3798-7265	
	NQVC440M3-H	シ゛ャハ゜ンチャーシ゛ネットワーク	三相200V	44	49		日鉄住金テックスエンジ㈱	
日鉄住金テックスエンジ	EV-N50-0468	ジャパンチャージネットワーク	三相200V	50	60		ロ鉄性並デックスエンジ(杯) FAシステム事業部 FAシステムソリューション部	
	EMC-EV-N50-3233	ジャパ゚ンチャージネットワーク	三相200V	50	60		FA技術部 技術開発グループ 093-288-5063 (岸元)	
	NSQC443BB	ジャパンチャージネットワーク	三相200∨	44	49	標準仕様・一体課金機		
n + + = +	NSQC443CB	シ゛ャハ゜ンチャーシ゛ネットワーク	三相200∨	44	49	寒冷地仕様•一体課金機	16.14.1-1.1199.6-3-04-1	
日産自動車	NSQC443BD	シ゛ャハ゜ンチャーシ゛ネットワーク	三相200∨	44	49	標準仕様・別体課金機	地域により異なる(※3)	
	NSQC443CD	ジャパンチャージネットワーク	三相200∨	44	49	寒冷地仕様・別体課金機		
							I	

※1 「2台充電タイプ」とは、充電器1基あたりの充電可能な車両台数を示します。 (支援申請書にご記入いただく充電器の基数は「1基」となりますのでご注意ください。)

※2 ㈱ニチコン 問い合わせ先

エリア	部署	TEL
東京、神奈川、新潟、長野、関東、東北、北海道	東京支店 NECST開発営業グループ	03-5473-5611
富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知、三重	名古屋支店 NECST開発営業グループ	052-223-5581
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	西日本支店 NECST開発営業グループ	075-241-5370
中国、四国	西日本支店 岡山営業所	086-234-1527
九州、沖縄	西日本支店 福岡営業所	092-474-5861

※3 日産自動車 問い合わせ先

エリア	会社名	TEL
北海道 全域	日産部品北海道販売株式会社	011-865-1182
青森県 全域	日産部品青森販売株式会社	017-729-2305
岩手県 全域	日産部品岩手販売株式会社	019-638-1123
宮城県 全域	日産部品宮城販売株式会社	022-236-1111
秋田県 全域	日産部品秋田販売株式会社	018-846-5151
山形県 全域	日産部品山形販売株式会社	023-686-2300
福島県 全域	日産部品福島販売株式会社	024-533-2385
茨城県 全域	日産部品茨城販売株式会社	029-243-4123
栃木県 全域	日産部品栃木販売株式会社	028-662-1423
群馬県 全域	日産部品群馬販売株式会社	027-361-7312
新潟県 全域	日産部品新潟販売株式会社	0256-88-6166
長野県 全域	日産部品長野販売株式会社	026-241-4123
埼玉県 全域	日産部品埼玉販売株式会社	048-624-2323
千葉県 全域	日産部品千葉販売株式会社	043-248-9711
東京都·神奈川県·山梨県 全域	日産部品中央販売株式会社	03-3758-5523
富山県·石川県·福井県 全域	日産部品北陸販売株式会社	076-237-4555
静岡県 全域	日産部品静岡販売株式会社	054-283-8223
愛知県・岐阜県・三重県 全域	日産部品東海販売株式会社	052-882-5523
大阪府·京都府·兵庫県·滋賀県·奈良県·和歌山県 全域	日産部品近畿販売株式会社	06-6781-4182
鳥取県·島根県 全域	日産部品山陰販売株式会社	0852-52-5254
岡山県·広島県 全域	日産部品山陽販売株式会社	082-238-2811
山口県 全域	日産部品山口販売株式会社	083-923-2330
香川県·徳島県 全域	日産部品東四国販売株式会社	087-879-1123
愛媛県・高知県 全域	日産部品西四国販売株式会社	089-957-2382
九州 全域	日産部品九州販売株式会社	092-932-2310
沖縄県 全域	日産部品沖縄販売株式会社	098-879-1123

主要幹線道路園付近2km

	(+)							
NO	設置場	ണ	計画	申請状況				
	路線名 (実延長(km)		路線名 (実延長(km) 急速又は普通(箇所)		急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
1	1号	113.6	46	3	1	3	1	
2	16号	72.2	30	5		6		
3	129号	27.3	12	3		3		
4	134·135号	75.6	32	1		1		
5	246号	72.3	30	5		5		
	合計		150	17	1	18	1	

小日	H原厚木道路1C付近	計画	申請状況			
NO	設置場所	急速又は普通(箇所)	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
1	厚木IC~小田原西IC付近	18	4		4	

観光地エリア		計	·	申請	状況		
NO	設置場所	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
1	横浜市	10	30				
2	鎌倉市	10	30				
3	三浦市	6	18				
4	秦野市	2	6				
5	厚木市	2	6				
6	伊勢原市	2	6				
7	大磯町	6	18				
8	箱根町	10	30				
	合 計	48	144	0	0	0	0

商美	美エリア		計	画	申請	状況		
NO	設置場所		急速(箇所)	普通(箇所)	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
1	横浜市	鶴見区	3	10				
2	横浜市	西区	3	10				
3	横浜市	港北区	3	10	1	1	1	1
4	横浜市	青葉区	3	10				
5	横浜市	都筑区	3	10	1	1	1	1
6	横浜市	戸塚区	3	10				
7	川崎市	川崎区	3	10				
8	川崎市	宮前区	3	10				
9	相模原市	中央区	3	10				
10	相模原市	南区	3	10				
11	横須賀市		3	10	1	3	1	3
12	平塚市		3	10		2		2
13	藤沢市		3	10				
14	小田原市		3	10		1		1
15	秦野市		3	10				
16	厚木市		3	10				
17	大和市		3	10				
	合 計		51	170	3	8	3	8

各地域

NO	設置均	易所	計	·画	申請	状況			NO	設置場所		画		状況		
NO -	市	X	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)		市	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
1	横浜市	中区	2	4					31	鎌倉市	3	-				
2	横浜市	西区	2	4					32	藤沢市	9	5				
3	横浜市	神奈川区	2	4					33	小田原市	10	4	1		1	
4	横浜市	港北区	4	5	1		1		34	茅ヶ崎市	3	4		1		1
5	横浜市	緑区	2	4					35	逗子市	2	4				
6	横浜市	青葉区	4	5					36	三浦市	3	2				
7	横浜市	都筑区	2	4					37	秦野市	7	-				
8	横浜市	鶴見区	3	4					38	厚木市	15	5				
9	横浜市	南区	2	4					39	大和市	2	4				
10	横浜市	港南区	2	4					40	伊勢原市	5	4				
11	横浜市	磯子区	2	4					41	海老名市	4	4				
12	横浜市	金沢区	3	4					42	座間市	2	4	2		2	
13	横浜市	保土ケ谷区		4		1		1	43	南足柄市	6	4				
14	横浜市	旭区	3	4					44	綾瀬市	2	4				
15	横浜市	瀬谷区	2	4		1		1	45	葉山町	2	2				
16	横浜市	戸塚区	4	5					46	寒川町	2	4				
17	横浜市	栄区	2	4					47	大磯町	2	-				
18	横浜市	泉区	2	4					48	二宮町	6	6				
19	川崎市	川崎区	4	4					49	中井町	8	10	2	4	2	4
20	川崎市	幸区	2	4					50	大井町	2	2				
21	川崎市	中原区	2	4		1		1	51	松田町	2	2				
22	川崎市	高津区	2	4	1		1		52	山北町	2	2				
23	川崎市	宮前区	2	4		1		1	53	開成町	2	2				
24	川崎市	多摩区	2	4	1		1		54	箱根町	3	2				
25	川崎市	麻生区	2	4					55	真鶴町	2	2				
26	相模原市	緑区	7	4					56	湯河原町	2	2				
27	相模原市	中央区	5	5					57	愛川町	3	4				
28	相模原市	南区	4	5					58	清川村	2	2				
29	横須賀市		12	5												
30	平塚市		8	5						合 計	210	217	8	9	8	9

充電器	計画(箇所)	申請(箇所)	基数
急速	477	32	33
普通	531	18	18
合計	1.008	50	51

施設種別	申請	状況		
/吧記/里力!	急速(箇所)	普通(箇所)	急速(基)	普通(基)
県施設				
市町村施設		2		2
ガソリンスタンド等				
SA·PA				
自動車メーカー・販売に	23	7	23	7
その他(商業施設等)	9	9	10	9
合計	32	18	33	18

スマートエネルギー計画(骨子案)より抜粋

次世代自動車の導入促進

走行時にCO2を排出しないゼロエミッションカーである電気自動車(EV)と燃料電池自動車(FCV)は、次世代自動車として期待されており、我が国の自動車関連産業の競争力を維持していく上でも、世界に先行して普及を拡大していく必要があります。

また、電気自動車(EV)と、燃料電池自動車(FCV)は災害時の非常用電源としても期待されています。

これらの次世代自動車の導入を促進するためには、電気を供給する充電器や水素を供給するステーションの整備が不可欠であることから、市町村や事業者と連携してインフラ整備を促進します。

その際に、充電器については、自立的な普及に向けて、充電サービスの課金化 を併せて促進します。

また、燃料電池自動車(FCV)は、平成27(2015)年から一般ユーザーへの販売が予定されていますので、その動向を見極めながら普及促進策を講じます。

平成29(2017)年度までの取組目標

電気自動車(EV)の導入台数(累計)

平成22(2010)年度 1,213台 平成29(2017)年度 18,900台

NISSAN MOTOR COMPANY







NISSAN GLOBAL

<u>TOP > ニュース > 2013年 > 10月 - 12月</u>

2013年10月-12月

2013年10月10日

日産自動車、超小型モビリティを活用したワンウェイ型カーシェアリング 「チョイモビ ヨコハマ」出発式を横浜市と実施

運用開始にあたり、30台の「日産ニューモビリティコンセプト」が横浜の街を走行

日産自動車(本社:神奈川県横浜市、社長:カルロス ゴーン)は、10日、超小型電気自動車(EV)「日産ニューモビリティコンセプト」によるワンウェイ型カーシェアリング、「チョイモビョコハマ」の出発式を実施しました。超小型モビリティによるワンウェイ型カーシェアリングは、日本で初めてです。都市部における新しいモビリティの可能性を試すこのプログラムは、横浜市との協働で実施するもので、超小型EV「日産ニューモビリティコンセプト」を、借用した地点以外の場所にも返却できる、「ワンウェイ」型が特徴です。



横浜美術館前の「美術の広場」において行われた出発式には、横浜市から林文子 市長、国土交通省から内田 傑 関東運輸局次長、日立製作所から栗原 和浩 執行役常務、日産自動車から大谷俊明 常務執行役員が出席し、約150名の来賓の方々が見守る中、30台の「日産ニューモビリティコンセプト」が、一斉に横浜の街に出発しました。

「チョイモビョコハマ」は、既に9月25日から、利用希望者の会員登録手続きを開始しており、11日より、利用可能となります。実施期間は約一年で、当初は30台で開始し、その後100台まで増やす予定です。

「チョイモビョコハマ」は、超小型モビリティが都市の人々の生活をどのように向上させることができるかを検証するプロジェクトです。超小型の「日産ニューモビリティコンセプト」は、交通渋滞を緩和し、観光地やコミュニティへのアクセスを便利にします。また、走行中の排気ガスがゼロであるため、混雑した市街地では最適の移動手段です。

史上最も売れているEV「日産リーフ」を販売し、ゼロ・エミッションのリーダーを目指す日産は、ワンウェイ型カーシェアリングのように、公共交通機関を利用することの多い「最後の移動」の手段等、今までにない未来のモビリティの検討もしています。「チョイモビョコハマ」は、横浜市への来訪者や、高齢者や子育て世代を含む住民の方々に、移動の選択肢を提供します。

日産自動車の大谷俊明常務は、「日産自動車のEV、ゼロ・エミッションへの取り組みと、横浜市や多く関係者の方々の想いが一つとなり、日本初の超小型モビリティによる大規模カーシェアリングが実現したことを、大変嬉しく思います。国土交通省関東運輸局、横浜市、日立製作所を始め、全ての関係者の皆様にお礼を申し上げます。日産自動車のグローバル本社のあるこの横浜から、未来のモビリティのあり方を世界に提案していきたいと思います」と、語りました。

また、本カーシェアリングの第一号利用者となった、横浜市在住の佐橋加奈子さんは、「チョイモビは、小型で運転がし易そうです。ワンウェイ型でステーションも色々な場所にあり、降りる場所も自由に選べることが嬉しいです。横浜は魅力的な場所やイベントが点在している街ですが、歩いて行〈には少し遠いなあ、と思うときに、チョイモビはとても便利です。チョイモビを使うと、横浜を、もっともっと満喫できそうな気がします」と、話しています。

今後約一年間、カーシェアリングの運用システムを開発した日立製作所、カーシェアリングの運営を担う日産カーレンタルソリューション、カーステーションを提供する三井不動産リアルティ等の企業をはじめ、公共交通事業者や地元商店、地元企業など幅広いステークホルダーとカーシェアリングがもたらすメリットを注意深く検証していきます。

日産は、ゼロ・エミッションリーダーとして、国土交通省による超小型モビリティ認定制度の下、これからも、超小型EVの活用による新しいモビリティの実現や、移動や生活の質の向上の可能性を追求してまいります。

「チョイモビ ヨコハマ」についての情報は、以下をご覧〈ださい。 http://choi-mobi.com



*ブルーシチズンシップ

ブルーシチズンシップは「人々の生活を豊かに」というビジョンを実現するための、私たち

日産の決意です。日産はお客さま、株主、従業員、地域社会を大切に思い、将来にわたって価値ある永続的なモビリティの提供に努めます。事業を通じて経済貢献すると同時に、社会の一員として、持続可能な社会の発展をめざします。

<関連URL>

CSRウェブサイト http://www.nissan-global.com/JP/CITIZENSHIP/ 社会貢献の取り組み ウェブサイト http://www.nissan-global.com/JP/CITIZENSHIP/

以上

NISSAN MOTOR COMPANY







NISSAN GLOBAL

<u>TOP > ニュース > 2013年 > 10月 - 12月</u>

2013年10月-12月

2013年11月15日

日産ニューモビリティコンセプトによる、カーシェアリング、 チョイモビ ヨコハマの会員登録者数が稼働開始後1カ月で2,700人を突破

車両を50台に増車、ランドマークタワーステーションなどを加えステーションを54箇所に増設し、 ビジネスでの効率的な移動手段や秋のヨコハマ散歩の足に。



新規設置のコレットマーレ第1ステーションにて撮影

日産自動車株式会社(本社:神奈川県横浜市西区、社長:カルロス ゴーン、以下日産)は、15日、10月11日(金)より横浜市と協働で開始した超小型電気自動車(EV)「日産ニューモビリティコンセプト」によるワンウェイ型カーシェアリング「チョイモビョコハマ」の会員登録者が、サービス開始後一か月で2,700人を突破した、と発表しました。

また、この程、当初30台で開始した車両を50台に増車、開始時に約45箇所だったステーションを、ランドマークタワーステーションなどを含め54箇所に随時増設しています。あわせて、今回、チョイモビのテーマカラーであるブルーをあしらった、特別なデザインの車両を1台導入します。今後も、横浜の企業や団体等との協力による特別デザインの車両を導入し、チョイモビョコハマによって様々な話題を喚起する、新しい街づくりへの取り組みを、横浜市と実施していく予定です。

稼働開始から約1カ月のチョイモビョコハマは、「既存の公共交通機関の代替として時間と交通費を効率的に使う移動手段」、「クルマでもバイクでも公共交通機関でもない、街とのコミュニケーションが生まれる新しい移動手段(モビリティ)」、として利用されています。さらにチョイモビョコハマにより、公共交通機関とカーシェア利用の組み合わせによる、移動範囲の拡大や超小型電気自動車(EV)の利用による、都市交通やライフスタイルの変化などが見え始めています。

主な使われ方は以下の通りです。